

豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例

スマートフォン、パソコン、タブレット等（以下スマートフォン等）は現代の生活には欠かせない必需品となってきていますが、人によっては過剰使用に陥ることで、時にその健康面、精神面、生活面への悪影響が生じることが社会問題化されているという現実があります。特に、睡眠時間不足や不登校、幼児期からの発達面などとの関係性なども指摘されている子どもへの影響は、特に懸念されますが、このような課題は、保護者、家族も含めたどの年齢層にとっても共通のものとなっています。

本市としては、スマートフォン等の有用性を認めながらも、子や保護者を含めた全世代に向け、使い過ぎないようにその適正利用を進めていきます。

【 概 要 】

- ◆ 市、保護者、学校等、福祉・保健等の専門職といった関係者が、それぞれの役割においてスマートフォン等の適正使用の推進し、過剰使用を予防するよう連携し啓発等を行っていきます。

市や保護者、学校等の役割を示し、連携しながら適正利用を促す啓発を進めます。市は適正使用に関し、必要な情報などを全世代的に広く啓発を行うとともに、専門職との連携の中で過剰使用となってしまう場合への相談支援などを行います。保護者には子どもの使用状況や管理を行っていただくことや、家庭でのルールづくりを促していきます。

- ◆ 使用時間の目安（2時間まで）や子どもの使用時間帯の目安（小学生までは午後9時、中学生以上は午後10時まで） および家庭でのルールづくり等について、上記関係者が連携して啓発を進めていきます。

個人、家族での生活パターンがそれぞれあることから、条例においては、理念条例の立場として、いずれも目安として啓発をするものです。スマートフォン等の使用は、仕事や勉強時間などを除く余暇時間における使用時間の目安として示しており、特に子どもにおいては、睡眠時間の確保の観点から時間帯についても目安を示しています。

（施行日 令和7年10月1日）